

## 川崎市公告第843号

公益社団法人神奈川県農業会議が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条の規定により、次のとおり定めた農用地利用集積等促進計画を同条第 1 項により認可しましたので、同条第 7 項の規定により公告します。

令和 7 年 4 月 30 日

川崎市長 福田 紀彦

○農用地利用集積等促進計画

令和7年度 川一1号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条の規定により、  
農用地利用集積等促進計画による賃貸借の設定等を定める。

令和 7 年 4 月 21 日

横浜市中区山下町2番地

公益社団法人 神奈川県農業会議

会長 持田文男



## 第1-2 農地中間管理権の設定関係

## 1 各筆明細

整 理 番 号	/	農地中間管理権の設定をする者（甲）	(氏名又は名称) 守谷 美津江						(住所) 川崎市麻生区早野317番地							
		農地中間管理機構（乙）	(氏名又は名称) 公益社団法人 神奈川県農業会議 会長 持田 文男						(住所) 横浜市中区山下町2番地							
農地中間管理権の設定をする土地（A）				(乙) に設定する農地中間管理権（B）								農地中間管理権の設定をする土地の（甲）以外の権原者（C）				
市町村	大字	字	地番	現況地目	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内 容 〔土地の利用目的〕	始期 年月日	終期 年月日	存続期間	借 貸 円	借賃の支払の相手方	借賃の支払方法	住所	氏名又は名称	権原の種類
川崎市 麻生区	早野	広地	144番	畠	600	賃借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	10aあたり - 4筆で年間 34,100	甲	12月20日まで に甲指定口座 に振り込み			
川崎市 麻生区	早野	広地	147番	畠	534	賃借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年						
川崎市 麻生区	早野	広地	148番	畠	538	賃借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年						
川崎市 麻生区	早野	広地	149番	畠	514	賃借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年						

この計画に同意する。

農地中間管理権の設定をする者（甲）

住 所（同上） 守谷 美津江

電話番号 044-988-0485  
090-7706-5115

農地中間管理機構（乙）

住 所（同上） 公益社団法人 神奈川県農業会議  
会長 持田 文男

電話番号 045-651-1703

農地中間管理権の設定をする者以外の者で農地中間管理権の

所有権以外の使用収益権を有する者 住 所



- (記載注意) (1) この各筆明細は、農地中間管理権の設定をする者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで2段書きする。なお、1筆の一部について農地中間管理権が設定される場合には、〇〇〇m<sup>2</sup>の内〇〇m<sup>2</sup>と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（土地の利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払の相手方」は、当該土地が共有地の場合には、特定の者（代表者）を記載することができる。
- (9) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (10) (C) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない（抵当権者の記入は不要）。

## 2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される農地中間管理権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により生じる。

### (2) 転貸

乙は当該土地を甲の同意を得ずに第三者へ転貸し、当該転借人に使用及び収益させることができる。

### (3) 借賃の増額又は減額

ア 甲及び乙は、1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙及び転借人は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。借賃を改訂するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び転借人が協議して定める額に改訂することができるものとする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をできなくなった場合において、それが甲、乙及び転借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をできなくなった部分の割合に応じて減額減額され、目的物が使用及び収益を可能となったときは減額前の借賃に戻る。借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び転借人が協議の上、定めることとする。

エ 上記以外による借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び転借人が協議して定める額に改訂することができる。

#### (4) 借貸の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借貸の支払期限までに借貸の支払をすることができない場合には、甲、乙及び転借人が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

#### (5) 境界の明示

甲は、自己の負担と責任において当該土地に設定する農地中間管理権の始期までに、隣地との境界を明らかにする。

#### (6) 障害の除去等

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに土石、地下埋設物、土壤汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものの除去や畦畔の補修等を行い、農地としての利用を阻害する負担を除去したうえで乙に引渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙又は転借人が修繕することができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙又は転借人は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

#### (8) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙が市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得なければならない。また、乙が附属物の設置をした場合において、農地中間管理権の期間が満了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。

イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行う場合には、転借人は市町村及び農業委員会に事前に相談を行うものとする。また、転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に甲の同意を得なければならない。また、転借人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了するときは、その終了する日までに当該附属物を収去のうえ土地を原状回復する義務を転借人が負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。ただし、当該形質の変更が災害その他不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙及び転借人は原状回復の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び転借人は収去の義務を負わない。この場合、乙及び転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。

エ イに規定する附属物の撤去および土地の原状回復義務を転借人が負うことについて、乙から転借人へ附属物の撤去および土地の原状回復の催告に係わらず、転借人が義務を果たさない場合は、乙が転借人に代わって、附属物の撤去および土地の原状回復を行うことができる。なお、乙は転借人に附属物の撤去および土地の原状回復に要した費用を請求し、転借人は乙にその請求金額を支払わなければならない。

#### (9) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、転借人が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。

(10) 貸貸借又は使用貸借の解除

乙は、次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、乙が取得した貸借権又は使用貸借による権利を解除することができる。

ア 相当の期間を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第20条第1号）。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（機構法第20条第2号）。

ウ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(11) 目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙はその満了の日までに当該土地を原状に回復して甲へ返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

(12) 農地中間管理権に関する事項の変更の禁止

甲、乙及び転借人は、本計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、転借人及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(13) 権利取得者の責務

乙は、転借人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(14) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあること。

(15) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、転借人及び市町村にて協議する。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
—	—	—

第1－3 貸借権又は使用貸借による権利の設定関係

1 各筆明細

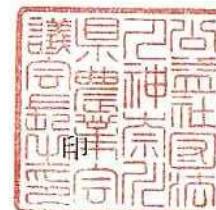
整 理 番 号	2	農地中間管理機構（甲）	(氏名又は名称) 公益社団法人 神奈川県農業会議 会長 持田 文男			(住所) 横浜市中区山下町2番地					
		権利の設定を受ける者 (乙)	(氏名又は名称) 株式会社SlowFarm 代表取締役 安藤 圭太			(住所) 川崎市麻生区片平5-16-4					
権利を設定する土地（A）				設定する権利（B）						備 考	
所 在	在	現況 地目	面 積 m <sup>2</sup>	権利の 種類	内 容 〔土地の 利用目的〕	始期 年月日	終期 年月日	存続期間	借 貸 円		
市町村	大字	字	地番						10aあたり	年額	
川崎市麻生区	早野	広地	144番	畝	600	賃借権	普通畝	2025/5/1	2030/4/30	5年	守谷 美津江  12月10日までに 農業会議指定の 口座に振り込み
川崎市麻生区	早野	広地	147番	畝	534	賃借権	普通畝	2025/5/1	2030/4/30	5年	
川崎市麻生区	早野	広地	148番	畝	538	賃借権	普通畝	2025/5/1	2030/4/30	5年	
川崎市麻生区	早野	広地	149番	畝	514	賃借権	普通畝	2025/5/1	2030/4/30	5年	

この計画に同意する。

農地中間管理機構（甲） 住 所（同上）

公益社団法人 神奈川県農業会議  
会長 持田 文男

電話番号 045-651-1703



権利の設定を受ける者（乙）住 所（同上）

株式会社SlowFarm  
代表取締役 安藤 圭太

電話番号 090-7201-1197



- (記載注意) (1) この各筆明細は、農地中間管理権の設定をする者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書きで2段書きする。なお、1筆の一部について農地中間管理権が設定される場合には、〇〇〇m<sup>2</sup>の内〇〇m<sup>2</sup>と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用賃借による権利」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 欄の「内容(土地の利用目的)」は、当該土地の利用目的(例えば、水田として利用、普通畠として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る借賃)の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法(現金払、口座振込等)を記載する。

## 2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される農地中間管理権は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。

### (1) 権利設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、本計画の公告により設定される。

### (2) 転貸又は譲渡

乙は、当該土地について設定を受けた権利を転貸又は譲渡してはならない。

### (3) 借賃の増額又は減額

ア 甲及び乙は、1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙および土地所有者は、農地法(昭和27年法律第229号)第20条又は民法(明治29年法律第89号)第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。借賃を改訂するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙および土地所有者に改訂することができるものとする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をできなくなった場合において、それが甲、乙および土地所有者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をできなくなった部分の割合に応じて減額され、当該土地が使用及び収益を可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、土地所有者、甲及び乙が協議の上、定めることとする。

エ 上記以外による借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙および土地所有者が協議して定める額に改訂することができる。

#### (4) 遅延損害金

- ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
- イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年2.5パーセントの割合で計算して得た額とし、支払期日の翌日から支払い済みに至るまでの日割りで計算した金額とする。

#### (5) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙および土地所有者が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

#### (6) 修繕及び改良

- ア 土地所有者は、甲及び乙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲又は乙が修繕することができる。  
この場合において、甲又は乙が修繕の支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
- イ 乙は、甲並びに土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

#### (7) 附属物の設置等

- ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙が市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得なければならない。また、甲が乙に対して設置の同意をする旨の通知を行う場合には、乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを通知するものとする。
- イ 乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了するときは、その終了する日までに乙は当該附属物を取去のうえ土地を原状回復する義務を負い、甲は土地所有者に対して取去の義務を負わないものとする。ただし、当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙は原状回復の義務を負わない。
- ウ イの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は取去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。
- エ イに規定する附属物の撤去および土地の原状回復義務を乙が負うことについて、甲から乙へ附属物の撤去および土地の原状回復の催告に係わらず、乙が義務を果たさない場合は、甲が乙に代わって、附属物の撤去および土地の原状回復を行うことができる。なお、甲は乙に附属物の撤去および土地の原状回復に要した費用を請求し、乙は甲にその請求金額を支払わなければならない。

#### (8) 租税公課等の負担

- ア 土地所有者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金の負担については、土地所有者と乙の間で協議の上、別表2に定める。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

#### (9) 貸借又は使用貸借の解除

甲は、次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、甲が取得した貸借権又は使用貸借による権利を解除することができる。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。第20条第2号）。

ウ 正当な理由がなくて機構法第21条第1項の規定による報告をしないとき。

エ 農地法第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき。

オ 乙が正当な理由がなく賃料を支払わないとき、その他信義に反した行為をしたとき。

カ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

#### (10) 目的物の返還

ア 貸借又は使用貸借が終了するときは、乙はその終了の日までに甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ アに規定する乙の土地原状回復義務について、甲から乙への催告に係わらず、乙が義務を果たさない場合は、甲が乙に代わって、土地の原状回復ができる。なお、甲は乙に土地の原状回復に要した費用を請求し、乙は甲にその請求金額を支払わなければならない。

#### (11) 農地中間管理権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される農地中間管理権に関する事項は変更しないものとする。ただし、土地所有者、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

#### (12) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

#### (13) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

#### (14) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、甲、乙及び市町村にて協議する。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
—	—	—

## (農地所有適格法人)

整理番号	2	農地所有適格法人の名称	株式会社SlowFarm 代表取締役 安藤 圭太									
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m <sup>2</sup>		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m <sup>2</sup>		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C)			賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有の状況 (G)			
				事業の種類								
		農畜産物名	関連事業等の内容	左記以外の事業の内容								
現在 苺、野菜		現在 苺、野菜生産・販売	現在									
権利取得後 苺、野菜		権利取得後 苺、野菜生産・販売	権利取得後									
農地	2,186	農地		事業の実施状況及び事業計画			種類	数量	種類	数量		
				農業 左記以外の事業								
採草放牧地		採草放牧地		3年前	3年前					作業車	2	
				2年前	2年前					草刈機	2	
その他		採草放牧地		1年前	1年前					散布機	2	
				初年度	4,671千円					初年度	2年目	23,396千円
賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況 (D)						賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況 (E)						
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		法人と構成員との取引関係等の内容	氏名	住所	年間農業従事日数		年間農作業従事日数	
		権利の種類	面積 m <sup>2</sup>	前年実績	見込み				前年実績	見込み	前年実績	見込み
安藤 良二	100			300	300	代表取締役 安藤圭太	川崎市麻生区片平5-16-5			300	300	
						取締役 安藤江美	川崎市麻生区片平5-16-5			100	100	
						監査役 安藤 瞳	川崎市麻生区片平5-16-4			300	300	
雇用労働力(年間延日数)		人日										
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響								該当なし				

- (記載注意) (1) 貸借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、貸借権又は使用貸借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。  
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C)欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C)欄の「関連事業等の内容」には、法人の農業に関連する事業(①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託)、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- (5) (C)欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (6) (C)欄の「農業」欄には、法人の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用配分計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- (7) (D)欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあっては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。
- (8) (D)欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。  
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (9) (D)欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
- (10) (E)欄の「住所」欄には、農事組合法人にあっては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあっては業務執行権を有する社員、株式会社にあっては取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている場所を記載する。
- (11) (E)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。  
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (12) (E)欄の「年間農作業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。



第1-2 農地中間管理権の設定関係

1 各筆明細

整 理 番 号	3	農地中間管理権の 設定をする者（甲）	(氏名又は名称) 市川 恭子							(住所) 川崎市麻生区黒川1775番地						
		農地中間管理機構（乙）	(氏名又は名称) 公益社団法人 神奈川県農業会議 会長 持田 文男							(住所) 横浜市中区山下町2番地						
農地中間管理権の設定をする土地（A）				(乙)に設定する農地中間管理権（B）										農地中間管理権の設定をする 土地の（甲）以外の権原者 (C)		
所 在	現況 地目	面 積 m <sup>2</sup>	権利の 種 類	内 容 〔土地の 利用目的〕	始期 年月日	終期 年月日	存続期間	借 貸 円	借貸の 支払方 相手方	借貸の 支払方法	住 所	氏名 又は 名称	権原の 種類	備考		
市町村	大字	字	地番					10aあたり	年額							
川崎市 麻生区	黒川	広町	2018番	畠	371	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-		
川崎市 麻生区	黒川	広町	2019番1	畠	287	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-		
川崎市 麻生区	黒川	広町	2019番2	畠	0.05	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-		
川崎市 麻生区	黒川	広町	2020番1	畠	187	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-		
川崎市 麻生区	黒川	広町	2021番1	畠	49	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-		
川崎市 麻生区	黒川	広町	2021番3	畠	45	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-		
川崎市 麻生区	黒川	広町	2022番1	畠	108	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-		
川崎市 麻生区	黒川	明坪	2035番	畠	471	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-		
川崎市 麻生区	黒川	明坪	2036番1	畠	1,384	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-		
川崎市 麻生区	黒川	明坪	2036番2	畠	57	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-		
川崎市 麻生区	黒川	明坪	2040番6	畠	19	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-		

農地中間管理権の設定をする土地（A）				(乙)に設定する農地中間管理権（B）								農地中間管理権の設定をする土地の（甲）以外の権原者（C）			備考			
市町村	所 在			現況地目	面 積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内 容 〔土地の利用目的〕	始期 年月日	終期 年月日	存続期間	借 貸 円		借貸の支払の相手方	借貸の支払方法	住 所	氏名又は名称	権原の種類	
	市町村	大字	字								10aあたり	年額						
川崎市麻生区	黒川	明坪	2040番7	畠	31	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市麻生区	黒川	明坪	2041番1	畠	229	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市麻生区	黒川	明坪	2041番2	畠	207	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市麻生区	黒川	明坪	2041番3	畠	0.68	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市麻生区	黒川	明坪	2042番1	畠	390	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市麻生区	黒川	明坪	2042番2	畠	0.35	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市麻生区	黒川	明坪	2043番1	畠	264	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市麻生区	黒川	明坪	2043番2	畠	325	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市麻生区	黒川	明坪	2043番3	畠	0.82	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市麻生区	黒川	明坪	2043番4	畠	105	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市麻生区	黒川	明坪	2043番5	畠	112	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市麻生区	黒川	明坪	2044番1	畠	992	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市麻生区	黒川	明坪	2044番2	畠	66	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市麻生区	黒川	明坪	2044番3	畠	128	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市麻生区	黒川	明坪	2044番4	畠	20	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				





農地中間管理権の設定をする土地 (A)				(乙) に設定する農地中間管理権 (B)									農地中間管理権の設定をする土地の(甲)以外の権原者(C)			備考		
市町村	大字	字	地番	現況地目	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内容 (土地の利用目的)	始期 年月日	終期 年月日	存続期間	借 貸 円		借貸の支払の相手方	借貸の支払方法	住所	氏名又は名称	権原の種類	
											10aあたり	年額						
川崎市 麻生区	黒川	明坪	2045番1	畠	1,365	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市 麻生区	黒川	明坪	2045番3	畠	93	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市 麻生区	黒川	明坪	2045番4	畠	1.73	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市 麻生区	黒川	明坪	2045番5	畠	24	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市 麻生区	黒川	明坪	2045番6	畠	5.72	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市 麻生区	黒川	明坪	2045番7	畠	1,179の内 993.55	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市 麻生区	黒川	明坪	2045番8	畠	273	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市 麻生区	黒川	明坪	2045番11	畠	4.93	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市 麻生区	黒川	明坪	2046番6	畠	226の内 194.46	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				
川崎市 麻生区	黒川	明坪	3013番	畠	22	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	-				

この計画に同意する。

農地中間管理権の設定をする者(甲)

住 所(同上) 市川 恭子



電話番号 044-988-3382  
080-6758-1644

農地中間管理機構(乙)

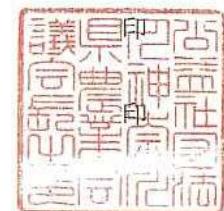
住 所(同上) 公益社団法人 神奈川県農業会議

電話番号 045-651-1703

農地中間管理権の設定をする者以外の者で農地中間管理権の

住 所

所有権以外の使用収益権を有する者



- (記載注意) (1) この各筆明細は、農地中間管理権の設定をする者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書きで2段書きする。なお、1筆の一部について農地中間管理権が設定される場合には、〇〇〇m<sup>2</sup>の内〇〇m<sup>2</sup>と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（土地の利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畠として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払の相手方」は、当該土地が共有地の場合には、特定の者（代表者）を記載することができる。
- (9) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (10) (C) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない（抵当権者の記入は不要）。

## 2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される農地中間管理権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### （1）権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により生じる。

### （2）転貸

乙は当該土地を甲の同意を得ずに第三者へ転貸し、当該転借人に使用及び収益させることができる。

### （3）借賃の増額又は減額

ア 甲及び乙は、1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙及び転借人は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。借賃を改訂するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び転借人が協議して定める額に改訂することができるものとする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をできなくなった場合において、それが甲、乙及び転借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をできなくなった部分の割合に応じて減額減額され、目的物が使用及び収益を可能となったときは減額前の借賃に戻る。借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び転借人が協議の上、定めることとする。

エ 上記以外による借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び転借人が協議して定める額に改訂することができる。

#### (4) 借貸の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借貸の支払期限までに借貸の支払をすることができない場合には、甲、乙及び転借人が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

#### (5) 境界の明示

甲は、自己の負担と責任において当該土地に設定する農地中間管理権の始期までに、隣地との境界を明らかにする。

#### (6) 障害の除去等

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに土石、地下埋設物、土壤汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものの除去や畦畔の補修等を行い、農地としての利用を阻害する負担を除去したうえで乙に引渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙又は転借人が修繕することができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙又は転借人は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

#### (8) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙が市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得なければならない。また、乙が附属物の設置をした場合において、農地中間管理権の期間が満了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。

イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行う場合には、転借人は市町村及び農業委員会に事前に相談を行うものとする。また、転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に甲の同意を得なければならない。また、転借人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了するときは、その終了する日までに当該附属物を収去のうえ土地を原状回復する義務を転借人が負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。ただし、当該形質の変更が災害その他不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙及び転借人は原状回復の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び転借人は収去の義務を負わない。この場合、乙及び転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。

エ イに規定する附属物の撤去および土地の原状回復義務を転借人が負うことについて、乙から転借人へ附属物の撤去および土地の原状回復の催告に係わらず、転借人が義務を果たさない場合は、乙が転借人に代わって、附属物の撤去および土地の原状回復を行うことができる。なお、乙は転借人に附属物の撤去および土地の原状回復に要した費用を請求し、転借人は乙にその請求金額を支払わなければならない。

#### (9) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、転借人が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。

#### (10) 貸借又は使用貸借の解除

乙は、次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、乙が取得した貸借権又は使用貸借による権利を解除することができる。

ア 相当の期間を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第20条第1号）。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（機構法第20条第2号）。

ウ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

#### (11) 目的物の返還

貸借又は使用貸借が終了したときは、乙はその満了の日までに当該土地を原状に回復して甲へ返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

#### (12) 農地中間管理権に関する事項の変更の禁止

甲、乙及び転借人は、本計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、転借人及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

#### (13) 権利取得者の責務

乙は、転借人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

#### (14) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあること。

#### (15) その他

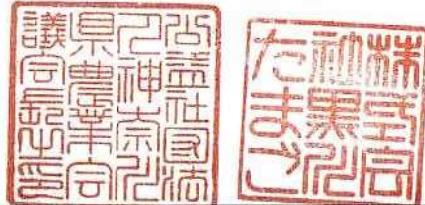
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、転借人及び市町村にて協議する。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
—	—	—



第1－3 貸借権又は使用貸借による権利の設定関係

1 各筆明細

整 理 番 号	4	農地中間管理機構（甲）		(氏名又は名称) 公益社団法人 神奈川県農業会議 会長 持田 文男			(住所) 横浜市中区山下町2番地						
		権利の設定を受ける者 (乙)		(氏名又は名称) 株式会社黒川たまご 代表取締役 市川 雅貴			(住所) 川崎市麻生区黒川1775						
権利を設定する土地（A）				設定する権利（B）								備 考	
所 在		現況 地目	面 積 m <sup>2</sup>	権利の 種類	内 容 〔土地の 利用目的〕	始 期 年月日	終 期 年月日	存続期間	借 貸 円		借貸の 支払方法		
市町村	大字	字	地番						10aあたり	年額			
川崎市麻生区	黒川	広町	2018番	畠	371	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	広町	2019番1	畠	287	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	広町	2019番2	畠	0.05	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	広町	2020番1	畠	187	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	広町	2021番1	畠	49	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	広町	2021番3	畠	45	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	広町	2022番1	畠	108	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2035番	畠	471	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2036番1	畠	1,384	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2036番2	畠	57	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	市川 恭子

権利を設定する土地 (A)				設定する権利 (B)							備 考			
所 在			現況地目	面 積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内 容 〔 土地の利用目的 〕	始期 年月日	終期 年月日	借 貸 円					
市町村	大字	字							10aあたり	年額				
川崎市麻生区	黒川	明坪	2040番6	畠	19	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2040番7	畠	31	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2041番1	畠	229	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2041番2	畠	207	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2041番3	畠	0.68	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2042番1	畠	390	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2042番2	畠	0.35	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2043番1	畠	264	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2043番2	畠	325	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2043番3	畠	0.82	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2043番4	畠	105	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2043番5	畠	112	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2044番1	畠	992	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2044番2	畠	66	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2044番3	畠	128	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子





権利を設定する土地 (A)				設定する権利 (B)							備 考			
所 在		現況 地目	面 積 m <sup>2</sup>	権利の 種類	内 容 〔 土地の 利用目的 〕	始期 年月日	終期 年月日	存続期間	借 貸 円					
市町村	大字								10aあたり	年額				
川崎市麻生区	黒川	明坪	2044番4	畠	20	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2045番1	畠	1,365	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2045番3	畠	93	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2045番4	畠	1.73	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2045番5	畠	24	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2045番6	畠	5.72	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2045番7	畠	1,179の内 993.55	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2045番8	畠	273	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2045番11	畠	4.93	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	2046番6	畠	226の内 194.46	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	市川 恭子
川崎市麻生区	黒川	明坪	3013番	畠	22	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年		-	-	市川 恭子

この計画に同意する。

農地中間管理機構 (甲) 住 所 (同上)

公益社団法人 神奈川県農業会議  
会長 持田 文男

電話番号 045-651-1703

権利の設定を受ける者 (乙) 住 所 (同上)

株式会社黒川たまご  
代表取締役 市川 雅貴

電話番号 044-988-3382

- (記載注意) (1) この各筆明細は、農地中間管理権の設定をする者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書きで2段書きする。なお、1筆の一部について農地中間管理権が設定される場合には、〇〇〇m<sup>2</sup>の内〇〇m<sup>2</sup>と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借による権利」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（土地の利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。

## 2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される農地中間管理権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。

### (2) 転貸又は譲渡

乙は、当該土地について設定を受けた権利を転貸又は譲渡してはならない。

### (3) 借賃の増額又は減額

ア 甲及び乙は、1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙および土地所有者は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。借賃を改訂するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙および土地所有者に改訂することができるものとする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが甲、乙および土地所有者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、当該土地が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、土地所有者、甲及び乙が協議の上、定めることとする。

エ 上記以外による借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙および土地所有者が協議して定める額に改訂することができる。

#### (4) 遅延損害金

- ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
- イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年2.5パーセントの割合で計算して得た額とし、支払期日の翌日から支払い済みに至るまでの日割りで計算した金額とする。

#### (5) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙および土地所有者が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

#### (6) 修繕及び改良

- ア 土地所有者は、甲及び乙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲又は乙が修繕することができる。  
この場合において、甲又は乙が修繕の支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
- イ 乙は、甲並びに土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

#### (7) 附属物の設置等

- ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙が市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得なければならない。また、甲が乙に対して設置の同意をする旨の通知を行う場合には、乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを通知するものとする。
- イ 乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了するときは、その終了する日までに乙は当該附属物を収去のうえ土地を原状回復する義務を負い、甲は土地所有者に対して収去の義務を負わないものとする。ただし、当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙は原状回復の義務を負わない。
- ウ イの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。
- エ イに規定する附属物の撤去および土地の原状回復義務を乙が負うことについて、甲から乙へ附属物の撤去および土地の原状回復の催告に係わらず、乙が義務を果たさない場合は、甲が乙に代わって、附属物の撤去および土地の原状回復を行うことができる。なお、甲は乙に附属物の撤去および土地の原状回復に要した費用を請求し、乙は甲にその請求金額を支払わなければならない。

#### (8) 租税公課等の負担

- ア 土地所有者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金の負担については、土地所有者と乙の間で協議の上、別表2に定める。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

#### (9) 貸借又は使用貸借の解除

甲は、次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、甲が取得した貸借権又は使用貸借による権利を解除することができる。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。第20条第2号）。

ウ 正当な理由がなくて機構法第21条第1項の規定による報告をしないとき。

エ 農地法第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき。

オ 乙が正当な理由がなく賃料を支払わないとき、その他信義に反した行為をしたとき。

カ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

#### (10) 目的物の返還

ア 貸借又は使用貸借が終了するときは、乙はその終了の日までに甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ アに規定する乙の土地原状回復義務について、甲から乙への催告に係わらず、乙が義務を果たさない場合は、甲が乙に代わって、土地の原状回復を行うことができる。なお、甲は乙に土地の原状回復に要した費用を請求し、乙は甲にその請求金額を支払わなければならない。

#### (11) 農地中間管理権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される農地中間管理権に関する事項は変更しないものとする。ただし、土地所有者、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

#### (12) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

#### (13) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

#### (14) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、甲、乙及び市町村にて協議する。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
—	—	—

(農地所有適格法人以外の法人)

整理番号	4	法人の名称	株式会社黒川たまご 代表取締役 市川 雅貴					賃借権の設定等を受ける法人の主な家畜の飼育状況(F)	賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況(G)			
賃借権の設定等を受ける土地の面積(A) m <sup>2</sup>		賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜農事業に供している農用地の面積(B) m <sup>2</sup>	賃借権の設定等を受ける法人の主たる生産作物(C)	賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況(D)				氏名	役職名	住所	年間農業従事日数	
農地	8,826.29	農地	7,756	露地野菜	前年実績	見込み	種類				数量	
					市川 雅貴	代表取締役	川崎市麻生区黒川1775	260	260		採卵鶏	4,200
採草放牧地					市川 恵子	取締役	川崎市麻生区黒川1775	260	260			
その他		採草放牧地										
雇用労働力(年間延日数)		240人日										

賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響	該当なし
---	------

#### 地域の農業における他の農業者との役割分担の計画

- ① 借受農用地等の存在する地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、その活動に参加します。
- ② 借受農用地等が受益をうける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取り決めを遵守します。
- ③ 借受農用地等の存在する地域で展開されている営農を妨げることがないよう、地域のルールや農業者の意見を遵守して耕作をするものとする。

- (記載注意) (1) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
- (2) (C)欄の「賃借権等の設定を受ける法人の主たる生産作物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (3) (D)欄の「住所」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている場所を記載する。
- (4) (D)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
- なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

## 第1-2 農地中間管理権の設定関係

## 1 各筆明細

整 理 番 号	5	農地中間管理権の設定をする者（甲）	(氏名又は名称) 若林 愉子						(住所) 東京都町田市下小山田町62番地2号					
		農地中間管理機構（乙）	(氏名又は名称) 公益社団法人 神奈川県農業会議 会長 持田 文男						(住所) 横浜市中区山下町2番地					
農地中間管理権の設定をする土地（A）				(乙)に設定する農地中間管理権（B）								農地中間管理権の設定をする土地の（甲）以外の権原者（C）		
所 在	現況地目	面 積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内 容 〔土地の利用目的〕	始期 年月日	終期 年月日	存続期間	借 貸 円	借貸の支払の相手方	借貸の支払方法	住 所	氏名又は名称	権原の種類	備考
市町村	大字	字	地番					10aあたり	年額					
川崎市 麻生区	岡上	梨子ノ木	1225番	畑	480	賃借権	普通畠	2025/6/1	2028/5/31	3年	-	13,400	甲	12月20日まで に甲指定口座 に振り込み

この計画に同意する。

農地中間管理権の設定をする者（甲）

住 所（同上） 若林 愉子

電話番号 042-797-3239  
090-5335-7554

農地中間管理機構（乙）

住 所（同上） 公益社団法人 神奈川県農業会議  
会長 持田 文男

電話番号 045-651-1703

農地中間管理権の設定をする者以外の者で農地中間管理権の

所有権以外の使用収益権を有する者

住 所

電話番号

- (記載注意) (1) この各筆明細は、農地中間管理権の設定をする者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書きで2段書きする。なお、1筆の一部について農地中間管理権が設定される場合には、○○○m<sup>2</sup>の内○○○m<sup>2</sup>と記載し、当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（土地の利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払の相手方」は、当該土地が共有地の場合には、特定の者（代表者）を記載することができる。
- (9) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (10) (C) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない（抵当権者の記入は不要）。

## 2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される農地中間管理権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### （1）権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により生じる。

### （2）転貸

乙は当該土地を甲の同意を得ずに第三者へ転貸し、当該転借人に使用及び収益させることができる。

### （3）借賃の増額又は減額

ア 甲及び乙は、1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙及び転借人は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。借賃を改訂するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び転借人が協議して定める額に改訂することができるものとする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが甲、乙及び転借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をできなくなった部分の割合に応じて減額減額され、目的物が使用及び収益を可能となったときは減額前の借賃に戻る。借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び転借人が協議の上、定めることとする。

エ 上記以外による借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び転借人が協議して定める額に改訂することができる。

#### (4) 借貸の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借貸の支払期限までに借貸の支払をすることができない場合には、甲、乙及び転借人が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

#### (5) 境界の明示

甲は、自己の負担と責任において当該土地に設定する農地中間管理権の始期までに、隣地との境界を明らかにする。

#### (6) 障害の除去等

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに土石、地下埋設物、土壤汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものの除去や畦畔の補修等を行い、農地としての利用を阻害する負担を除去したうえで乙に引渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙又は転借人が修繕することができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙又は転借人は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

#### (8) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙が市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得なければならない。また、乙が附属物の設置をした場合において、農地中間管理権の期間が満了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。

イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行う場合には、転借人は市町村及び農業委員会に事前に相談を行うものとする。また、転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に甲の同意を得なければならない。また、転借人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了するときは、その終了する日までに当該附属物を収去のうえ土地を原状回復する義務を転借人が負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。ただし、当該形質の変更が災害その他不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙及び転借人は原状回復の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び転借人は収去の義務を負わない。この場合、乙及び転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。

エ イに規定する附属物の撤去および土地の原状回復義務を転借人が負うことについて、乙から転借人へ附属物の撤去および土地の原状回復の催告に係わらず、転借人が義務を果たさない場合は、乙が転借人に代わって、附属物の撤去および土地の原状回復を行うことができる。なお、乙は転借人に附属物の撤去および土地の原状回復に要した費用を請求し、転借人は乙にその請求金額を支払わなければならない。

#### (9) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、転借人が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、乙が取得した賃借権又は使用貸借による権利を解除することができる。

ア 相当の期間を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第20条第1号）。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（機構法第20条第2号）。

ウ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(11) 目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙はその満了の日までに当該土地を原状に回復して甲へ返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

(12) 農地中間管理権に関する事項の変更の禁止

甲、乙及び転借人は、本計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、転借人及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(13) 権利取得者の責務

乙は、転借人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(14) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあること。

(15) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、転借人及び市町村にて協議する。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
—	—	—

## 第1-2 農地中間管理権の設定関係

## 1 各筆明細

整 理 番 号	6	農地中間管理権の設定をする者(甲)	(氏名又は名称) 山田 勝彦							(住所) 川崎市麻生区岡上二丁目27番5号							
		農地中間管理機構(乙)	(氏名又は名称) 公益社団法人 神奈川県農業会議 会長 持田 文男							(住所) 横浜市中区山下町2番地							
農地中間管理権の設定をする土地(A)				(乙)に設定する農地中間管理権(B)										農地中間管理権の設定をする土地の(甲)以外の権原者(C)		備考	
市町村	大字	字	地番	現況地目	面積m <sup>2</sup>	権利の種類	内容 (土地の利用目的)	始期 年月日	終期 年月日	存続期間	借賃円	借賃の支払方	借賃の支払方法	住所	氏名又は名称	権原の種類	
川崎市 麻生区	岡上	池ノ谷戸	868番	畠	946	賃借権	普通畠	2025/6/1	2028/5/31	3年	20,600	19,500	甲	12月20日まで に甲指定口座 に振り込み			
川崎市 麻生区	岡上	池ノ谷戸	869番	畠	51	賃借権	普通畠	2025/6/1	2028/5/31	3年	20,600	1,100	甲	12月20日まで に甲指定口座 に振り込み			

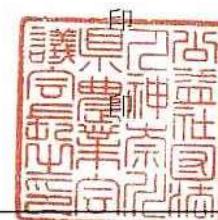
この計画に同意する。

農地中間管理権の設定をする者(甲)

住 所(同上) 山田 勝彦

電話番号 044-987-5052  
090-1548-1545

農地中間管理機構(乙)

住 所(同上) 公益社団法人 神奈川県農業会議  
会長 持田 文男

電話番号 045-651-1703

農地中間管理権の設定をする者以外の者で農地中間管理権の  
所有権以外の使用収益権を有する者

住 所

電話番号

- (記載注意) (1) この各筆明細は、農地中間管理権の設定をする者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書きで2段書きする。なお、1筆の一部について農地中間管理権が設定される場合には、〇〇〇m<sup>2</sup>の内〇〇m<sup>2</sup>と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（土地の利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畠として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払の相手方」は、当該土地が共有地の場合には、特定の者（代表者）を記載することができる。
- (9) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (10) (C) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない（抵当権者の記入は不要）。

## 2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される農地中間管理権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### （1）権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により生じる。

### （2）転貸

乙は当該土地を甲の同意を得ずに第三者へ転貸し、当該転借人に使用及び収益させることができる。

### （3）借賃の増額又は減額

ア 甲及び乙は、1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙及び転借人は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。借賃を改訂するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び転借人が協議して定める額に改訂することができるものとする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をできなくなった場合において、それが甲、乙及び転借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をできなくなった部分の割合に応じて減額減額され、目的物が使用及び収益を可能となったときは減額前の借賃に戻る。借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び転借人が協議の上、定めることとする。

エ 上記以外による借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び転借人が協議して定める額に改訂することができる。

#### (4) 借貸の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借貸の支払期限までに借貸の支払をすることができない場合には、甲、乙及び転借人が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

#### (5) 境界の明示

甲は、自己の負担と責任において当該土地に設定する農地中間管理権の始期までに、隣地との境界を明らかにする。

#### (6) 障害の除去等

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに土石、地下埋設物、土壤汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものの除去や畦畔の補修等を行い、農地としての利用を阻害する負担を除去したうえで乙に引渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙又は転借人が修繕することができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙又は転借人は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

#### (8) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙が市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得なければならない。また、乙が附属物の設置をした場合において、農地中間管理権の期間が満了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。

イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行う場合には、転借人は市町村及び農業委員会に事前に相談を行うものとする。また、転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に甲の同意を得なければならない。また、転借人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了するときは、その終了する日までに当該附属物を収去のうえ土地を原状回復する義務を転借人が負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。ただし、当該形質の変更が災害その他不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙及び転借人は原状回復の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び転借人は収去の義務を負わない。この場合、乙及び転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。

エ イに規定する附属物の撤去および土地の原状回復義務を転借人が負うことについて、乙から転借人へ附属物の撤去および土地の原状回復の催告に係わらず、転借人が義務を果たさない場合は、乙が転借人に代わって、附属物の撤去および土地の原状回復を行うことができる。なお、乙は転借人に附属物の撤去および土地の原状回復に要した費用を請求し、転借人は乙にその請求金額を支払わなければならない。

#### (9) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、転借人が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。

(10) 貸貸借又は使用貸借の解除

乙は、次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、乙が取得した貸借権又は使用貸借による権利を解除することができる。

ア 相当の期間を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第20条第1号）。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（機構法第20条第2号）。

ウ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(11) 目的物の返還

貸貸借又は使用貸借が終了したときは、乙はその満了の日までに当該土地を原状に回復して甲へ返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

(12) 農地中間管理権に関する事項の変更の禁止

甲、乙及び転借人は、本計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、転借人及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(13) 権利取得者の責務

乙は、転借人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(14) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあること。

(15) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、転借人及び市町村にて協議する。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備 考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考
—	—	—



第1－3 貸借権又は使用貸借による権利の設定関係

1 各筆明細

整 理 号	7	農地中間管理機構（甲）	(氏名又は名称) 公益社団法人 神奈川県農業会議 会長 持田 文男			(住所) 横浜市中区山下町2番地								
		権利の設定を受ける者 (乙)	(氏名又は名称) 一條 正城			(住所) 川崎市麻生区千代ヶ丘6-2-163								
権利を設定する土地（A）				設定する権利（B）						備 考				
所 在	在	現況	面 積	権利の種類	内 容 〔土地の利用目的〕	始期 年月日	終期 年月日	存続期間	借 貸 円					
市町村	大字	字	地番	m <sup>2</sup>				10aあたり	年額					
川崎市麻生区	岡上	梨子ノ木	1225番	畠	480	賃借権	普通畠	2025/6/1	2028/5/31	3年	-	13,400	12月10日までに農業会議指定の口座に振り込み	若林 愛子
川崎市麻生区	岡上	池ノ谷戸	868番	畠	946	賃借権	普通畠	2025/6/1	2028/5/31	3年	20,600	19,500	12月10日までに農業会議指定の口座に振り込み	山田 勝彦
川崎市麻生区	岡上	池ノ谷戸	869番	畠	51	賃借権	普通畠	2025/6/1	2028/5/31	3年	20,600	1,100	12月10日までに農業会議指定の口座に振り込み	山田 勝彦

この計画に同意する。

農地中間管理機構（甲） 住 所（同上）

公益社団法人 神奈川県農業会議  
会長 持田 文男

電話番号 045-651-1703



権利の設定を受ける者（乙）住 所（同上） 一條 正城

電話番号 090-4979-2150



- (記載注意) (1) この各筆明細は、農地中間管理権の設定をする者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書きで2段書きする。なお、1筆の一部について農地中間管理権が設定される場合には、〇〇〇m<sup>2</sup>の内〇〇m<sup>2</sup>と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用賃借による権利」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（土地の利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。

## 2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される農地中間管理権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。

### (2) 転貸又は譲渡

乙は、当該土地について設定を受けた権利を転貸又は譲渡してはならない。

### (3) 借賃の増額又は減額

ア 甲及び乙は、1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙および土地所有者は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。借賃を改訂するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙および土地所有者に改訂することができるものとする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが甲、乙および土地所有者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、当該土地が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、土地所有者、甲及び乙が協議の上、定めることとする。

エ 上記以外による借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙および土地所有者が協議して定める額に改訂することができる。

#### (4) 遅延損害金

ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年2.5パーセントの割合で計算して得た額とし、支払期日の翌日から支払い済みに至るまでの日割りで計算した金額とする。

#### (5) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙および土地所有者が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

#### (6) 修繕及び改良

ア 土地所有者は、甲及び乙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲又は乙が修繕することができる。

この場合において、甲又は乙が修繕の支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲並びに土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

#### (7) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙が市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得なければならない。また、甲が乙に対して設置の同意をする旨の通知を行う場合には、乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを通知するものとする。

イ 乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了するときは、その終了する日までに乙は当該附属物を収去のうえ土地を原状回復する義務を負い、甲は土地所有者に対して収去の義務を負わないものとする。ただし、当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙は原状回復の義務を負わない。

ウ イの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。

エ イに規定する附属物の撤去および土地の原状回復義務を乙が負うことについて、甲から乙へ附属物の撤去および土地の原状回復の催告に係わらず、乙が義務を果たさない場合は、甲が乙に代わって、附属物の撤去および土地の原状回復を行うことができる。なお、甲は乙に附属物の撤去および土地の原状回復に要した費用を請求し、乙は甲にその請求金額を支払わなければならない。

#### (8) 租税公課等の負担

ア 土地所有者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金の負担については、土地所有者と乙の間で協議の上、別表2に定める。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

#### (9) 貸貸借又は使用貸借の解除

甲は、次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、甲が取得した賃借権又は使用貸借による権利を解除することができる。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。第20条第2号）。

ウ 正当な理由がなくて機構法第21条第1項の規定による報告をしないとき。

エ 農地法第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき。

オ 乙が正当な理由がなく賃料を支払わないとき、その他信義に反した行為をしたとき。

カ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

#### (10) 目的物の返還

ア 貸貸借又は使用貸借が終了するときは、乙はその終了の日までに甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ アに規定する乙の土地原状回復義務について、甲から乙への催告に係わらず、乙が義務を果たさない場合は、甲が乙に代わって、土地の原状回復が行うことができる。なお、甲は乙に土地の原状回復に要した費用を請求し、乙は甲にその請求金額を支払わなければならない。

#### (11) 農地中間管理権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される農地中間管理権に関する事項は変更しないものとする。ただし、土地所有者、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

#### (12) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

#### (13) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

#### (14) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、甲、乙及び市町村にて協議する。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
—	—	—

## 【添付書類】

## 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

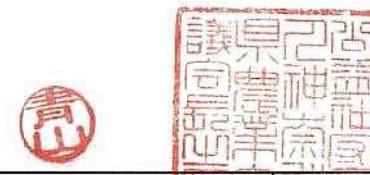
整理番号	7	氏名又は名称	一條 正城			年 齢	50		農作業従事日数		300	
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m <sup>2</sup>		賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m <sup>2</sup>	賃借権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)					賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)	賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)		
				世帯員	農業従事者 (うち15歳以上65歳未満の者)			雇用労働力 (年間延べ労働日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
農 地	1,477	農 地		男	1人	農業専従者	1人 ( 1人)	人日			軽自動車	1
採 草 放牧地			花卉 露地野菜	農 業 補 助 者	女	1人	主として農業に従事する者	人 ( 人)				
その他の		採 草 放牧地					従として農業に従事する者	人 ( 人)				

賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響	該当なし
---	------

- (記載注意)(1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。  
 なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C)欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (4) (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。
- (5) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農地台帳により整理されている場合には、農地台帳番号〇〇、氏名又は名称、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。

## 第1-2 農地中間管理権の設定関係

## 1 各筆明細



整 理 番 号	8	農地中間管理権の設定をする者（甲）	(氏名又は名称) 青山 育雄						(住所) 川崎市中原区井田三舞町13番20号							
		農地中間管理機構（乙）	(氏名又は名称) 公益社団法人 神奈川県農業会議 会長 持田 文男						(住所) 横浜市中区山下町2番地							
農地中間管理権の設定をする土地（A）				(乙)に設定する農地中間管理権（B）						農地中間管理権の設定をする土地の（甲）以外の権原者（C）			備考			
市町村	大字	字	地番	現況地目	面 積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内 容 〔土地の利用目的〕	始期 年月日	終期 年月日	存続期間	借 貸 円	借貸の支払の相手方	借貸の支払方法	住所	氏名又は名称	権原の種類
川崎市高津区	久末	小貝谷	1350番	畠	737	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	10aあたり	年額	-	-	-	-

この計画に同意する。

農地中間管理権の設定をする者（甲）

住 所（同上） 青山 育雄

電話番号 044-777-2646  
090-3209-3836

農地中間管理機構（乙）

住 所（同上） 公益社団法人 神奈川県農業会議

電話番号 045-651-1703

農地中間管理権の設定をする者以外の者で農地中間管理権の

住 所

所有権以外の使用収益権を有する者



電話番号

- (記載注意) (1) この各筆明細は、農地中間管理権の設定をする者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで2段書きする。なお、1筆の一部について農地中間管理権が設定される場合には、〇〇〇m<sup>2</sup>の内〇〇m<sup>2</sup>と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（土地の利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払の相手方」は、当該土地が共有地の場合には、特定の者（代表者）を記載することができる。
- (9) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (10) (C) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない（抵当権者の記入は不要）。

## 2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される農地中間管理権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### （1）権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により生じる。

### （2）転貸

乙は当該土地を甲の同意を得ずに第三者へ転貸し、当該転借人に使用及び収益させることができる。

### （3）借賃の増額又は減額

ア 甲及び乙は、1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙及び転借人は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。借賃を改訂するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び転借人が協議して定める額に改訂することができるものとする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をできなくなった場合において、それが甲、乙及び転借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をできなくなった部分の割合に応じて減額減額され、目的物が使用及び収益を可能となったときは減額前の借賃に戻る。借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び転借人が協議の上、定めることとする。

エ 上記以外による借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び転借人が協議して定める額に改訂することができる。

#### (4) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び転借人が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

#### (5) 境界の明示

甲は、自己の負担と責任において当該土地に設定する農地中間管理権の始期までに、隣地との境界を明らかにする。

#### (6) 障害の除去等

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに土石、地下埋設物、土壤汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものの除去や畦畔の補修等を行い、農地としての利用を阻害する負担を除去したうえで乙に引渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙又は転借人が修繕することができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙又は転借人は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

#### (8) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙が市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得なければならない。また、乙が附属物の設置をした場合において、農地中間管理権の期間が満了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。

イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行う場合には、転借人は市町村及び農業委員会に事前に相談を行うものとする。また、転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に甲の同意を得なければならない。また、転借人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了するときは、その終了する日までに当該附属物を収去のうえ土地を原状回復する義務を転借人が負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。ただし、当該形質の変更が災害その他不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙及び転借人は原状回復の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び転借人は収去の義務を負わない。この場合、乙及び転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。

エ イに規定する附属物の撤去および土地の原状回復義務を転借人が負うことについて、乙から転借人へ附属物の撤去および土地の原状回復の催告に係わらず、転借人が義務を果たさない場合は、乙が転借人に代わって、附属物の撤去および土地の原状回復を行うことができる。なお、乙は転借人に附属物の撤去および土地の原状回復に要した費用を請求し、転借人は乙にその請求金額を支払わなければならぬ。

#### (9) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、転借人が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。

(10) 貸貸借又は使用貸借の解除

乙は、次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、乙が取得した貸借権又は使用貸借による権利を解除することができる。

ア 相当の期間を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第20条第1号）。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（機構法第20条第2号）。

ウ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(11) 目的物の返還

貸貸借又は使用貸借が終了したときは、乙はその満了の日までに当該土地を原状に回復して甲へ返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

(12) 農地中間管理権に関する事項の変更の禁止

甲、乙及び転借人は、本計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、転借人及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(13) 権利取得者の責務

乙は、転借人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(14) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあること。

(15) その他

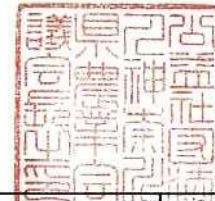
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、転借人及び市町村にて協議する。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
—	—	—



第1-3 貸借権又は使用貸借による権利の設定関係

1 各筆明細

整 理 番 号	9	農地中間管理機構 (甲)	(氏名又は名称) 公益社団法人 神奈川県農業会議 会長 持田 文男			(住所) 横浜市中区山下町2番地								
		権利の設定を受ける者 (乙)	(氏名又は名称) 藤田 利繼			(住所) 川崎市高津区久末2114番地3								
権利を設定する土地 (A)				設定する権利 (B)										
所 在	在	現況 地目	面 積 m <sup>2</sup>	権利の 種類	内 容 〔土地の 利用目的〕	始期 年月日	終期 年月日	存続期間	借 貸 円	備 考				
市町村	大字	字	地番					10aあたり	年額	借賃の 支払方法				
川崎市高津区	久末	小貝谷	1350番	畠	737	使用貸借権	普通畠	2025/5/1	2030/4/30	5年	-	-	-	青山 育雄

この計画に同意する。

農地中間管理機構 (甲) 住 所 (同上)

公益社団法人 神奈川県農業会議  
会長 持田 文男

電話番号 045-651-1703



権利の設定を受ける者 (乙) 住 所 (同上) 藤田 利繼

電話番号 044-766-8519  
090-3087-8343



- (記載注意) (1) この各筆明細は、農地中間管理権の設定をする者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書きで2段書きする。なお、1筆の一部について農地中間管理権が設定される場合には、○○○m<sup>2</sup>の内○○m<sup>2</sup>と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用賃借による権利」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（土地の利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畠として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。

## 2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される農地中間管理権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### （1）権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。

### （2）転貸又は譲渡

乙は、当該土地について設定を受けた権利を転貸又は譲渡してはならない。

### （3）借賃の増額又は減額

ア 甲及び乙は、1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙および土地所有者は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。借賃を改訂するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙および土地所有者に改訂することができるものとする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが甲、乙および土地所有者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、当該土地が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、土地所有者、甲及び乙が協議の上、定めることとする。

エ 上記以外による借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙および土地所有者が協議して定める額に改訂することができる。

#### (9) 貸借又は使用貸借の解除

甲は、次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、甲が取得した貸借権又は使用貸借による権利を解除することができる。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。第20条第2号）。

ウ 正当な理由がなくて機構法第21条第1項の規定による報告をしないとき。

エ 農地法第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき。

オ 乙が正当な理由がなく賃料を支払わないとき、その他信義に反した行為をしたとき。

カ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

#### (10) 目的物の返還

ア 貸借又は使用貸借が終了するときは、乙はその終了の日までに甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ アに規定する乙の土地原状回復義務について、甲から乙への催告に係わらず、乙が義務を果たさない場合は、甲が乙に代わって、土地の原状回復が行うことができる。なお、甲は乙に土地の原状回復に要した費用を請求し、乙は甲にその請求金額を支払わなければならない。

#### (11) 農地中間管理権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される農地中間管理権に関する事項は変更しないものとする。ただし、土地所有者、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

#### (12) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

#### (13) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

#### (14) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、甲、乙及び市町村にて協議する。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
—	—	—

#### (4) 遅延損害金

ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年2.5パーセントの割合で計算して得た額とし、支払期日の翌日から支払い済みに至るまでの日割りで計算した金額とする。

#### (5) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙および土地所有者が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

#### (6) 修繕及び改良

ア 土地所有者は、甲及び乙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲又は乙が修繕することができる。

この場合において、甲又は乙が修繕の支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲並びに土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

#### (7) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙が市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得なければならない。また、甲が乙に対して設置の同意をする旨の通知を行う場合には、乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを通知するものとする。

イ 乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了するときは、その終了する日までに乙は当該附属物を収去のうえ土地を原状回復する義務を負い、甲は土地所有者に対して収去の義務を負わないものとする。ただし、当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙は原状回復の義務を負わない。

ウ イの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。

エ イに規定する附属物の撤去および土地の原状回復義務を乙が負うことについて、甲から乙へ附属物の撤去および土地の原状回復の催告に係わらず、乙が義務を果たさない場合は、甲が乙に代わって、附属物の撤去および土地の原状回復を行うことができる。なお、甲は乙に附属物の撤去および土地の原状回復に要した費用を請求し、乙は甲にその請求金額を支払わなければならない。

#### (8) 租税公課等の負担

ア 土地所有者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金の負担については、土地所有者と乙の間で協議の上、別表2に定める。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

## 【添付書類】

## 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

整理番号	9	氏名又は名称	藤田 利継	年 齢	63	農作業従事日数		300			
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m <sup>2</sup>		賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m <sup>2</sup>	賃借権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)	賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)			
				世帯員	農業従事者 (うち15歳以上65歳未満の者)		雇用労働力 (年間延べ労働日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
農 地	737	農 地	3,983	露地野菜	男 4人	農業専従者 ( 1人)	3人 ( 1人)	人日		軽トラック	1
採 草 放牧地				女 4人	農業補助者	主として農業に従事する者 ( 人)	人 ( 人)			軽バン	1
その他の他		採 草 放牧地				従として農業に従事する者 ( 人)	人 ( 人)			トラクター	1

賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響	該当なし
---	------

- (記載注意)(1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
- なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C)欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (4) (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。
- (5) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農地台帳により整理されている場合には、農地台帳番号〇〇、氏名又は名称、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。

## 第1-2 農地中間管理権の設定関係

## 1 各筆明細



整 理 番 号	10	農地中間管理権の設定をする者（甲）	(氏名又は名称) 元木 要介							(住所) 川崎市麻生区黒川1343番地						
		農地中間管理機構（乙）	(氏名又は名称) 公益社団法人 神奈川県農業会議 会長 持田 文男							(住所) 横浜市中区山下町2番地						
農地中間管理権の設定をする土地（A）				(乙)に設定する農地中間管理権（B）							農地中間管理権の設定をする土地の（甲）以外の権原者（C）				備考	
市町村	大字	字	地番	現況地目	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内 容 〔土地の利用目的〕	始期 年月日	終期 年月日	存続期間	借 貸 円	借貸の支払の相手方	借貸の支払方法	住所	氏名又は名称	権原の種類
川崎市 麻生区	黒川	海道	1353番	畠	1,776	使用貸借権	果樹畠	2025/5/1	2028/4/30	3年	10aあたり	年額	-	-	-	-

この計画に同意する。

農地中間管理権の設定をする者（甲）

住 所（同上） 元木 要介



電話番号 080-5533-1764

農地中間管理機構（乙）

住 所（同上）

公益社団法人 神奈川県農業会議  
会長 持田 文男

電話番号 045-651-1703

農地中間管理権の設定をする者以外の者で農地中間管理権の

所有権以外の使用収益権を有する者

住 所



電話番号

- (記載注意) (1) この各筆明細は、農地中間管理権の設定をする者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書きで2段書きする。なお、1筆の一部について農地中間管理権が設定される場合には、○○○m<sup>2</sup>の内○○m<sup>2</sup>と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（土地の利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払の相手方」は、当該土地が共有地の場合には、特定の者（代表者）を記載することができる。
- (9) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (10) (C) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない（抵当権者の記入は不要）。

## 2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される農地中間管理権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### （1）権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により生じる。

### （2）転貸

乙は当該土地を甲の同意を得ずに第三者へ転貸し、当該転借人に使用及び収益させることができる。

### （3）借賃の増額又は減額

ア 甲及び乙は、1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙及び転借人は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。借賃を改訂するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び転借人が協議して定める額に改訂することができるものとする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をできなくなった場合において、それが甲、乙及び転借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をできなくなった部分の割合に応じて減額減額され、目的物が使用及び収益を可能となったときは減額前の借賃に戻る。借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び転借人が協議の上、定めることとする。

エ 上記以外による借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び転借人が協議して定める額に改訂することができる。

#### (4) 借貸の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借貸の支払期限までに借貸の支払をすることができない場合には、甲、乙及び転借人が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

#### (5) 境界の明示

甲は、自己の負担と責任において当該土地に設定する農地中間管理権の始期までに、隣地との境界を明らかにする。

#### (6) 障害の除去等

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに土石、地下埋設物、土壤汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものの除去や畦畔の補修等を行い、農地としての利用を阻害する負担を除去したうえで乙に引渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙又は転借人が修繕することができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙又は転借人は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

#### (8) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙が市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得なければならない。また、乙が附属物の設置をした場合において、農地中間管理権の期間が満了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。

イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行う場合には、転借人は市町村及び農業委員会に事前に相談を行うものとする。また、転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に甲の同意を得なければならない。また、転借人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了するときは、その終了する日までに当該附属物を収去のうえ土地を原状回復する義務を転借人が負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。ただし、当該形質の変更が災害その他不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙及び転借人は原状回復の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び転借人は収去の義務を負わない。この場合、乙及び転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。

エ イに規定する附属物の撤去および土地の原状回復義務を転借人が負うことについて、乙から転借人へ附属物の撤去および土地の原状回復の催告に係わらず、転借人が義務を果たさない場合は、乙が転借人に代わって、附属物の撤去および土地の原状回復を行うことができる。なお、乙は転借人に附属物の撤去および土地の原状回復に要した費用を請求し、転借人は乙にその請求金額を支払わなければならない。

#### (9) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、転借人が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。

(10) 貸借又は使用貸借の解除

乙は、次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、乙が取得した賃借権又は使用貸借による権利を解除することができる。

ア 相当の期間を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第20条第1号）。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（機構法第20条第2号）。

ウ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(11) 目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙はその満了の日までに当該土地を原状に回復して甲へ返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

(12) 農地中間管理権に関する事項の変更の禁止

甲、乙及び転借人は、本計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、転借人及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(13) 権利取得者の責務

乙は、転借人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(14) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあること。

(15) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、転借人及び市町村にて協議する。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備 考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考
—	—	—

第1－2 農地中間管理権の設定関係

1 各筆明細

整 理 番 号	//	農地中間管理権の設定をする者（甲）	(氏名又は名称) 吉沢 利子							(住所) 川崎市麻生区黒川134番地						
		農地中間管理機構（乙）	(氏名又は名称) 公益社団法人 神奈川県農業会議 会長 持田 文男							(住所) 横浜市中区山下町2番地						
農地中間管理権の設定をする土地（A）				(乙)に設定する農地中間管理権（B）										農地中間管理権の設定をする土地の（甲）以外の権原者（C）		備考
所 在	現況地目	面 積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内 容 〔土地の利用目的〕	始期 年月日	終期 年月日	存続期間	借 貸 円	借貸の支払の相手方	借貸の支払方法	住 所	氏名又は名称	権原の種類			
市町村	大字	字	地番					10aあたり	年額							
川崎市 麻生区	黒川	海道	1355番1	畠	1,730	使用貸借権	果樹畠	2025/5/1	2028/4/30	3年	-	-	-	-		

この計画に同意する。

農地中間管理権の設定をする者（甲）

住 所（同上） 吉沢 利子



電話番号 090-2425-5161

農地中間管理機構（乙）

住 所（同上）

公益社団法人 神奈川県農業会議  
会長 持田 文男



電話番号 045-651-1703

農地中間管理権の設定をする者以外の者で農地中間管理権の

所有権以外の使用収益権を有する者

住 所

電話番号

- (記載注意) (1) この各筆明細は、農地中間管理権の設定をする者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで2段書きする。なお、1筆の一部について農地中間管理権が設定される場合には、〇〇〇m<sup>2</sup>の内〇〇m<sup>2</sup>と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（土地の利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畠として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払の相手方」は、当該土地が共有地の場合には、特定の者（代表者）を記載することができる。
- (9) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。
- (10) (C) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない（抵当権者の記入は不要）。

## 2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される農地中間管理権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### （1）権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により生じる。

### （2）転貸

乙は当該土地を甲の同意を得ずに第三者へ転貸し、当該転借人に使用及び収益させることができる。

### （3）借賃の増額又は減額

ア 甲及び乙は、1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙及び転借人は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。借賃を改訂するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び転借人が協議して定める額に改訂することができるものとする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をできなくなった場合において、それが甲、乙及び転借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をできなくなった部分の割合に応じて減額減額され、目的物が使用及び収益を可能となつたときは減額前の借賃に戻る。借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び転借人が協議の上、定めることとする。

エ 上記以外による借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び転借人が協議して定める額に改訂することができる。

#### (4) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び転借人が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

#### (5) 境界の明示

甲は、自己の負担と責任において当該土地に設定する農地中間管理権の始期までに、隣地との境界を明らかにする。

#### (6) 障害の除去等

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに土石、地下埋設物、土壤汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものの除去や畦畔の補修等を行い、農地としての利用を阻害する負担を除去したうえで乙に引渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙又は転借人が修繕することができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙又は転借人は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

#### (8) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙が市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得なければならない。また、乙が附属物の設置をした場合において、農地中間管理権の期間が満了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。

イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行う場合には、転借人は市町村及び農業委員会に事前に相談を行うものとする。また、転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に甲の同意を得なければならない。また、転借人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了するときは、その終了する日までに当該附属物を収去のうえ土地を原状回復する義務を転借人が負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。ただし、当該形質の変更が災害その他不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙及び転借人は原状回復の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び転借人は収去の義務を負わない。この場合、乙及び転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。

エ イに規定する附属物の撤去および土地の原状回復義務を転借人が負うことについて、乙から転借人へ附属物の撤去および土地の原状回復の催告に係わらず、転借人が義務を果たさない場合は、乙が転借人に代わって、附属物の撤去および土地の原状回復を行うことができる。なお、乙は転借人に附属物の撤去および土地の原状回復に要した費用を請求し、転借人は乙にその請求金額を支払わなければならない。

#### (9) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、転借人が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。

(10) 貸貸借又は使用貸借の解除

乙は、次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、乙が取得した貸借権又は使用貸借による権利を解除することができる。

ア 相当の期間を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第20条第1号）。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（機構法第20条第2号）。

ウ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(11) 目的物の返還

貸貸借又は使用貸借が終了したときは、乙はその満了の日までに当該土地を原状に回復して甲へ返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

(12) 農地中間管理権に関する事項の変更の禁止

甲、乙及び転借人は、本計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、転借人及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(13) 権利取得者の責務

乙は、転借人に對し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(14) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあること。

(15) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、転借人及び市町村にて協議する。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備 考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考
—	—	—



第1-3 貸借権又は使用貸借による権利の設定関係

1 各筆明細

整 理 番 号	12	農地中間管理機構（甲） 公益社団法人 神奈川県農業会議 会長 持田 文男	(氏名又は名称)		(住所) 横浜市中区山下町2番地									
		権利の設定を受ける者 (乙)	(氏名又は名称)		(住所) 川崎市高津区梶ヶ谷1-6-13									
権利を設定する土地（A）				設定する権利（B）						備 考				
所 在	現況 地目	面 積 m <sup>2</sup>	権利の 種類	内 容 〔 土地の 利用目的 〕	始期 年月日	終期 年月日	存続期間	借 貸 円						
市町村	大字	字	地番	10aあたり	年額	支払方法								
川崎市麻生区	黒川	海道	1353番	畠	1,776	使用貸借権	果樹畠	2025/5/1	2028/4/30	3年	-	-	-	元木 要介
川崎市麻生区	黒川	海道	1355番1	畠	1,730	使用貸借権	果樹畠	2025/5/1	2028/4/30	3年	-	-	-	吉沢 利子

この計画に同意する。

農地中間管理機構（甲） 住 所（同上）

公益社団法人 神奈川県農業会議  
会長 持田 文男

電話番号 045-651-1703



権利の設定を受ける者（乙）住 所（同上） 豊西 将己

電話番号 080-8191-3379  
044-861-6479



- (記載注意) (1) この各筆明細は、農地中間管理権の設定をする者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで2段書きする。なお、1筆の一部について農地中間管理権が設定される場合には、〇〇〇m<sup>2</sup>の内〇〇m<sup>2</sup>と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用賃借による権利」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 欄の「内容（土地の利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畠として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。

## 2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される農地中間管理権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。

### (2) 転貸又は譲渡

乙は、当該土地について設定を受けた権利を転貸又は譲渡してはならない。

### (3) 借賃の増額又は減額

ア 甲及び乙は、1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙および土地所有者は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。借賃を改訂するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙および土地所有者に改訂することができるものとする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をできなくなった場合において、それが甲、乙および土地所有者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をできなくなった部分の割合に応じて減額され、当該土地が使用及び収益を可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、土地所有者、甲及び乙が協議の上、定めることとする。

エ 上記以外による借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙および土地所有者が協議して定める額に改訂することができる。

#### (4) 遅延損害金

ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年2.5パーセントの割合で計算して得た額とし、支払期日の翌日から支払い済みに至るまでの日割りで計算した金額とする。

#### (5) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙および土地所有者が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

#### (6) 修繕及び改良

ア 土地所有者は、甲及び乙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲又は乙が修繕することができる。

この場合において、甲又は乙が修繕の支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲並びに土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

#### (7) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙が市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得なければならない。また、甲が乙に対して設置の同意をする旨の通知を行う場合には、乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを通知するものとする。

イ 乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了するときは、その終了する日までに乙は当該附属物を取去のうえ土地を原状回復する義務を負い、甲は土地所有者に対して取去の義務を負わないものとする。ただし、当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙は原状回復の義務を負わない。

ウ イの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は取去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。

エ イに規定する附属物の撤去および土地の原状回復義務を乙が負うことについて、甲から乙へ附属物の撤去および土地の原状回復の催告に係わらず、乙が義務を果たさない場合は、甲が乙に代わって、附属物の撤去および土地の原状回復を行うことができる。なお、甲は乙に附属物の撤去および土地の原状回復に要した費用を請求し、乙は甲にその請求金額を支払わなければならない。

#### (8) 租税公課等の負担

ア 土地所有者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金の負担については、土地所有者と乙の間で協議の上、別表2に定める。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

#### (9) 貸借又は使用貸借の解除

甲は、次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、甲が取得した貸借権又は使用貸借による権利を解除することができる。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。第20条第2号）。

ウ 正当な理由がなくて機構法第21条第1項の規定による報告をしないとき。

エ 農地法第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき。

オ 乙が正当な理由がなく賃料を支払わないとき、その他信義に反した行為をしたとき。

カ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

#### (10) 目的物の返還

ア 貸借又は使用貸借が終了するときは、乙はその終了の日までに甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ アに規定する乙の土地原状回復義務について、甲から乙への催告に係わらず、乙が義務を果たさない場合は、甲が乙に代わって、土地の原状回復が行うことができる。なお、甲は乙に土地の原状回復に要した費用を請求し、乙は甲にその請求金額を支払わなければならない。

#### (11) 農地中間管理権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される農地中間管理権に関する事項は変更しないものとする。ただし、土地所有者、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

#### (12) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

#### (13) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

#### (14) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、甲、乙及び市町村にて協議する。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
—	—	—

## 【添付書類】

## 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

整理番号	/2	氏名又は名称	豊西 将己	年 齢	26	農作業従事日数		150			
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m <sup>2</sup>		賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m <sup>2</sup>	賃借権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)	賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)			
				世帯員	農業従事者 (うち15歳以上65歳未満の者)		雇用労働力 (年間延べ労働日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
農 地	3,506	農 地		男 1人	農業専従者	1人 ( 1人)	人日			軽トラック チッパー 耕耘機 刈払機	1 1 1 1
採 草 放牧地			露地野菜 果樹	農 業 補 助 者	主として農業に 従事する者	人 ( 人)					
その他の他		採 草 放牧地		女 人	従として農業に 従事する者	人 ( 人)					

賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響	該当なし
---	------

- (記載注意)(1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。  
 なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C)欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (4) (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60~149日の者をいう。
- (5) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農地台帳により整理されている場合には、農地台帳番号〇〇、氏名又は名称、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。